

紀の川市公立保育所 再編計画書

第1次計画（平成22年度～平成26年度）

平成22年8月
紀の川市

目次

1 計画策定の背景	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の期間.....	1
2 紀の川市における保育所の現状.....	2
(1) 紀の川市の人口推移.....	2
(2) 保育所の設置状況	2
ア 市内保育所の状況（資料 1、保育所位置図参照）	2
イ 和歌山県内の保育所の状況.....	2
(3) 保育サービスの状況.....	3
(4) 施設の状況.....	3
ア 公立保育所の建築年数（資料 2 参照）	3
イ 保育所の建設費	3
(5) 市内保育所の入所児童数（資料 3 参照）	3
(6) 公立保育所の職員	5
(7) 保育所の運営費（資料 4 参照）	5
(8) 国の保育施策の動向.....	5
3 今後の保育所のあり方.....	6
(1) 保育所の役割.....	6
(2) 公立保育所の機能	6
ア 行政機関としての機能充実.....	6
イ 障害児保育の充実.....	6
ウ 地域における子育て支援としての機能	6
4 公立保育所の見直しについて	7
(1) 統廃合・民営化についての考察（公立保育所毎）	7
(2) 公立保育所の統廃合.....	9
ア 統廃合の必要性	9
イ 統廃合検討施設の選定における考え方	9
ウ 統廃合検討施設	9
(3) 公立保育所の民営化.....	10
ア 民営化の必要性	10
イ 民営化対象施設の選定における考え方	10
ウ 民営化検討施設	10
エ 民営化に係る条件.....	11
オ 移管先法人の選定.....	11
カ 民営化における留意事項	12
(4) 将来的に検討すべき施設	12
(5) 統廃合・民営化の年次計画.....	13
5 第 2 次再編計画の策定期間.....	13
< 資料 1 > 平成 22 年度保育所（園）一覧表	14
< 資料 2 > 紀の川市公立保育所の施設に関する一覧表.....	15
< 資料 3 > 紀の川市内保育所入所児童数の推移	16
< 資料 4 > 認可保育所児童一人当たりの経費.....	22

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

市内の保育所事業の状況は、出生数・就学前児童数の減少により入所児童数は減少傾向にありますが、保護者の核家族化、夫婦共働き世帯の増加、勤務形態の多様化は進んでおり、その結果、保育ニーズも多様化しています。

少子化が進んでいる状況下において、安心して子どもを生み育て、意欲をもって働ける社会環境の整備が求められており、子育て支援の役割を担う公立保育所にあってはより充実した保育サービスの提供が期待されているものと考えられ、今までより一層、保育ニーズに機動的かつ柔軟に対応できる組織づくりが求められます。

一方、組織づくりを担う公立保育所の保育士は「紀の川市職員適正化計画」により市職員の採用数も限られており、合併後5年間正規保育士の採用もなく、平成23年度で7名の保育士の採用を予定しているものの、臨時職員・派遣職員が半数以上を占め、平成21年度からは20代正規保育士がない状況にあります。

また、長引く景気低迷等の影響などにより、紀の川市においては厳しい行財政状況が続いている中で、より効率的な行政運営が求められていることから「紀の川市行財政改革集中改革プラン」を策定し、鋭意取り組みを行っています。保育行政にあっては、公立保育所における積極的な民間活力の導入（民営化）を検討することとしており、市町村合併により広域化した行政区域に適応した保育所の再配置（統廃合）等を含め検討する必要があると考えます。

以上のことから、今後の公立保育所のあり方を検討するために、平成22年1月に「紀の川市公立保育所のあり方検討委員会」を設置しました。

この検討委員会において、公立保育所を取り巻く環境と抱える諸問題により、今後現状での運営を行うのが困難になってくる状況のなか、それらを解消する方策としての公立保育所の再配置等、民間活力の導入などの保育所の再編について、慎重に協議・検討が重ねられ、平成22年3月に「紀の川市公立保育所のあり方について答申書」が提出されました。

答申書では、概ね5年間の公立保育所のあり方について示されています。この答申書を基本に、長期総合計画の基本施策「子どもを安心して生み育てる環境が整い、子どもがすこやかに育っている。」の達成のため更なる保育サービスの充実・向上を目指し、市としては将来（10年）を見据えた中で当面（5ヵ年後）の計画を策定するものです。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5ヵ年とします。

ただし、社会情勢の変化、民間事業者の参入、保護者や地域の保育ニーズ等の動向及び進捗状況等により適宜計画を見直すこととします。

2 紀の川市における保育所の現状

(1) 紀の川市の人口推移

紀の川市の人口は、住民基本台帳人口によれば、平成 11 年の 71,654 人を境に減少に転じ、平成 22 年には 68,247 人となっています。

また、保育所への入所対象となる 0～5 歳の人口（就学前児童数）も年々減少しています。

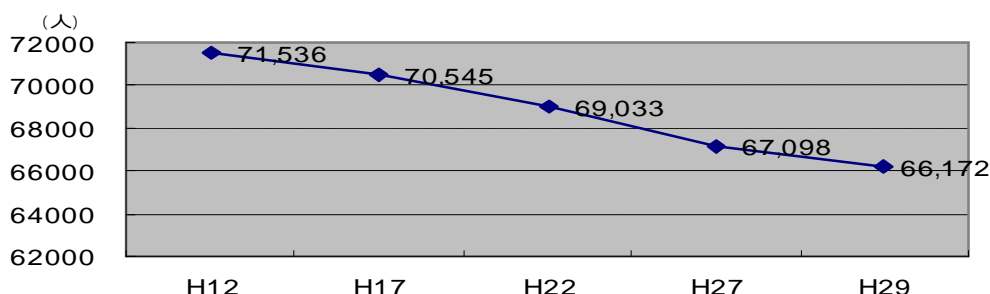
【表 1: 人口等の推移】

単位: 人

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	備考
人口	70,934	70,545	70,174	69,841	69,210	68,651	68,247	住民基本台帳 3月末日現在
出生数	437	464	447	458	449	404	-	市民課年報報告値
就学前児童数	3,555	3,349	3,236	3,139	3,004	2,942	2,842	3月末日現在
保育所入所児童数	1,700	1,726	1,696	1,678	1,583	1,595	1,574	4月初日現在

保育所入所児童数については、他市町村への広域入所を含まない。

なお、コーホート推計による平成 29 年までの人口推計は下記のとおりです。



(2) 保育所の設置状況

ア 市内保育所の状況（資料 1、保育所位置図参照）

平成 22 年 4 月 1 日現在、市内の保育所は、公立 14 カ所（内へき地保育所 1 カ所）私立保育所 3 カ所の計 17 カ所で、定員総数は 2,329 人です。

イ 和歌山県内の保育所の状況

平成 22 年度における県内の保育所の施設数は、公立 149 カ所、私立 71 カ所となっており、5 年前の平成 17 年度と比較すると、公立が 13 カ所の減、私立が 4 カ所の増となっています。

(3) 保育サービスの状況

女性の社会進出の増加や就労形態の多様化、核家族化の進展などに伴い、乳児保育を始めとした低年齢保育、延長保育など保育ニーズが多様化しており、より一層、機動的かつ柔軟に対応する必要があります。

【表2：特別保育事業の実施状況】

区分	施設数	乳児保育	延長保育 (12時間)	障害児保育	地域子育て支援 センター
公立保育所	14	3	14	8	2
私立保育園	3	2	3	1	1

各事業については、平成20年度の補助実績を参考に区別した。

乳児保育・・・0歳児の受け入れ保育所

延長保育・・・開所時間が11時間を超えて30分以上の延長保育時間を設定している保育所

障害児保育・・・療育手帳を所持する児童が通所している保育所

地域子育て支援センター・・・地域子育て支援拠点事業のセンター型実施保育所

(4) 施設の状況

ア 公立保育所の建築年数（資料2参照）

平成22年4月現在における公立保育所の施設を建築年数で平均すると、築25年となります。また、築30年を経過している施設は5施設となり、市内全保育所の35.7%となります。

イ 保育所の建設費

平成19年3月に増改築した「名手保育所（定員240名）」の建設費は、工事費で約4億6,700万円を要しました。

また、公立保育所の施設整備費については、従来の補助制度から一般財源化され、財政状況が厳しい中、保育所の新設・建て替え等は容易なことではなく、長期的な計画のもとに進める必要があります。

(5) 市内保育所の入所児童数（資料3参照）

入所児童数については、平成22年4月1日現在の児童数は、公立1,140人、私立434人、計1,574人となっています。

これは、5年前の平成17年度と比較すると、公立198人減、私立46人増となり市内全体の児童数は、減少していますが低年齢児児童数（0歳児～2歳児）は、増加しています。

【表3：保育所入所児童数の推移】

単位：人

区分		H17	H18	H19	H20	H21	H22
公立保育所	打田地区	362	353	362	328	343	350
	粉河地区	197	178	179	150	145	139
	那賀地区	199	195	201	170	176	174
	桃山地区	192	185	171	168	166	158
	貴志川地区	388	389	367	355	341	319
	計	1,338	1,300	1,280	1,171	1,171	1,140
私立保育園	れもん保育園	60	78	88	94	105	113
	粉河保育園	149	152	132	122	114	109
	ながやま保育園	179	166	178	196	205	212
	計	388	396	398	412	424	434
合計		1,726	1,696	1,678	1,583	1,595	1,574

各年度4月初日現在の児童数を計上、また、他市町村への広域入所は含まない。

【表4：低年齢児（0～2歳児）児童数の推移】

単位：人

区分		H17	H18	H19	H20	H21	H22
公立保育所	打田地区	35	44	42	58	56	63
	粉河地区	23	22	24	18	24	25
	那賀地区	20	10	27	26	39	40
	桃山地区	19	19	13	33	36	38
	貴志川地区	28	32	28	38	43	36
	計	125	127	134	173	198	202
私立保育園	れもん保育園	39	39	37	47	38	41
	粉河保育園	21	22	20	27	28	22
	ながやま保育園	69	55	55	86	63	71
	計	129	116	112	160	129	134
合計		254	243	246	333	327	336

各年度4月初日現在の児童数を計上、また、他市町村への広域入所は含まない。

また、次の表のとおり、定員に対する充足率において、公立は約59.4%、私立は約105.9%となっています。

【表5：公立保育所・私立保育園の定員、児童数、定員充足率】

区分	公立保育所	私立保育園	合計
定員数	1,919人	410人	2,329人
児童数	1,140人	434人	1,574人
充足率	59.4%	105.9%	67.6%
定員超過施設	なし	れもん・ながやま保育園	

(6) 公立保育所の職員

保育所が必要とする職員数は、保育所の規模等により異なりますが、平成 22 年 4 月 1 日現在の公立保育所の職員数は 207 名（正規職員 85 名、臨時職員 97 名、派遣職員 25 名）となっています。臨時職員・派遣職員が半数以上を占めており、20 代の正規職員がない状態であります。

また、正規保育士の年齢構成は、次の表のとおり 40～50 代の保育士が約 7 割以上を占めております。

【表 6：公立保育所の保育士年齢構成】

区分	正規職員 (保育士)	正規職員 (調理員)	臨時職員 (保育士)	臨時職員 (調理員)	小計	派遣職員	合計
20代	0人	0人	33人	0人	33人		
30代	23人	0人	11人	2人	36人		
40代	21人	4人	18人	10人	53人		
50代	34人	3人	9人	8人	54人		
60代	0人	0人	0人	6人	6人		
計	78人	7人	71人	26人	182人	25人	207人

正規職員(保育士)50代に事務職 2 人、40 代に看護師 1 名含む。派遣職員の内 2 名調理員

(7) 保育所の運営費（資料 4 参照）

平成 21 年度決算見込みにおける公立保育所、私立保育園の児童一人当たりの経費等については、公立保育所が 994 千円、私立保育園が 725 千円となっており、公立の児童一人当たりの経費は私立の約 1.4 倍となっています。

また、一般財源ベースで見ると、児童一人当たりの市負担額では、公立保育所が 598 千円、私立保育所が年額 218 千円となっており、公立の児童一人当たりの市負担額は、私立の約 2.7 倍となっています。

(8) 国の保育施策の動向

国においては、少子化対策、待機児童対策など一連の流れの中で、幼稚園と保育所の幼保一元化等も議論されています。各種保育事業（ソフト事業）に関しては、民間保育所に対する直接的な財政支援は継続する一方で、公立保育所への関係財源は一般財源化が進み、安定的な財源確保という面では不透明な状況となっています。

また、保育所施設整備（ハード事業）についても、国の補助制度である「次世代育成支援対策施設整備交付金」の交付対象が平成 18 年度をもって民間保育所に限定され、公立保育所は除外（一般財源化）されている状況となっています。

3 今後の保育所のあり方

(1) 保育所の役割

平成 21 年 4 月から施行された「改正保育所保育指針」では保育所の役割が明確化されています。

【保育所の役割】 *改正保育指針から要約

- ・ 児童福祉法の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、入所する子どもの最善の利益を考慮し、福祉の増進のための最もふさわしい生活の場であること。
- ・ 専門性を有する職員が、家庭との連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うこと。
- ・ 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うこと。
- ・ 保育士は児童福祉法の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように専門的知識、技術及び判断をもって保育するとともに、保護者に対する保育に関する指導を行うこと。

保育所は、従来の保育事業に加え、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を強く求められています。

(2) 公立保育所の機能

紀の川市の公立保育所では、特性である行政機関としての連絡調整機能や充実した情報網及び保育士の豊かな経験等を活用し、今後も上記役割を積極的に担うとともに、公立としての特性を発揮するため、以下の機能に重点をおくことでより実効性を高めるものとします。

ア 行政機関としての機能充実

公立保育所は、行政機関としての機能を認識し、行政担当部課や関係機関と連携して市における保育ニーズの実情や課題などの的確な把握に努め、ニーズに即した保育施策、子育て支援施策を積極的に展開します。

イ 障害児保育の充実

現在まで公立保育所で取り組んできた障害児への保育について、更なる充実に図ります。

ウ 地域における子育て支援としての機能

保育所は、子育てや食育についての専門的な知識を有しており、公立保育所では保育士の経験が豊富であるため、保育所の児童や保護者にとどまらず、地域における子育て支援としての機能を担います。

4 公立保育所の見直しについて

近年、保育ニーズが多様化するなか、公立、私立を問わず保育施策の充実や子育て支援の充実など保育所の担う役割は大きくなっています。

本市の公立保育所は、私立保育園とともに市内の保育ニーズに対応するため各種保育事業を鋭意実施してきました。結果として、保育内容においては公私間に大きな格差は存在しないとはいえ、私立保育園では乳児保育、延長保育をほぼ全園で実施するなど、多様な保育ニーズに対して柔軟な取り組みをおこなっており、結果、定員充足率は公立保育所を大きく上回っています。

また、保育所の運営費（児童一人当たりにより要する経費）では、逆に公立保育所が私立保育所を 1.4 倍も上回っており、行政において財政負担を効率的・公平におこなう観点からも同水準に近づける取り組みが必要です。

平成 13 年度に国が示した「規制改革推進 3 か年計画」の中では、福祉分野において「公立保育所の民間委託」が盛り込まれています。保育に関しては公私の区別無く一定の水準が確保されているため「民間にできることは民間に」という考えに従って、民間事業者へ委託することが可能であることを示しています。

一方、施設面では、市内の公立保育所は昭和 50 年代に建設されたものが大半であり、建設以来 30 年程度を経過し老朽による建て替えを検討する時期に来ており、市町村合併により広域化した行政区域に適応した新たな保育所配置を模索する必要があります。

併せて、少子化に伴い児童数が減少している状況や財政改革により補助金が一般財源化されている状況等も鑑み、紀の川市の公立保育所のそれぞれについて、前述の「今後の保育所のあり方」を踏まえたうえで、市内全区域における新たな保育所の配置（統廃合）と運営方法（民営化）の抜本的な見直しを以下のとおりおこなう必要があると考えます。

(1) 統廃合・民営化についての考察（公立保育所毎）

【表 7：公立保育所の現状（統合・民営化についての考察）】

地区	保育所名	各公立保育所の現状
打田	こばと保育所	打田地区で最大の保育所で児童数は 190 名程度あり、国道 24 号線沿いの立地の良さから児童数も近年増加傾向にある。駐車場も狭く不便な所もあるが、0 歳児からの受け入れにも対応していることなどから、平成 4 年の建物であるが修繕等の施設整備を行えば民営化も可能な施設であると考えられる。また、定員が 200 名で児童数が 190 名であるため、現在の状況では難しいが、受け入れ体制を整えれば、同じ小学校区内で児童数が少数で減少傾向にある八王子保育所との統合を検討する必要がある。
	なるき保育所	児童数は平成 19 年度の 150 名程度から減少に転じ平成 22 年度には、130 名程度と減少傾向である。施設の方は昭和 57 年建設の建物で、建設当初から大きな改修を行っておらず内装等設備が老朽化している。駐車場も狭いが修繕等の施設整備を行い、0～1 歳児の受け入れ体制を整えれば民営化も可能な施設であると考えられる。

打田	八王子保育所	児童数は30名程度で児童数も少数であることから、児童の年齢に即した集団保育などの必要な保育を十分に享受できる環境が整っていない。同じ小学校区内のこばと保育所の受け入れ体制を整えられれば、統合を検討する必要がある。
粉河	川原保育所	児童数は40名程度で減少傾向にあり、規模的に民営化には適さない。また、平成20年度に耐震診断を行った結果、施設の耐震改修の必要性があり、多額の費用を要します。現在の施設の老朽化などから、施設面での費用対効果にも乏しく統合を検討する必要がある。
	長田保育所	粉河地区で最大の公立保育所であるが、児童数は50名程度で減少傾向にあり、規模的に民営化には適さない。また、平成20年度に耐震診断を行った結果、施設の耐震改修の必要性があり、多額の費用を要します。現在の施設の老朽化などから、施設面での費用対効果にも乏しく統合を検討する必要がある。
	竜門保育所	児童数は40名程度で減少傾向にあり、規模的に民営化には適さない。また、平成20年度に耐震診断を行った結果、施設の耐震改修の必要性があり、多額の費用を要します。現在の施設の老朽化などから、施設面での費用対効果にも乏しく統合を検討する必要がある。
	鞆淵へき地保育所	へき地という立地条件であり、民営化には適さない。年々児童数も減少し平成20年度からは10名に満たず、平成22年度から国の交付金対象から除外される見込みである。また、児童数も少数であることから、児童の年齢に即した集団保育での必要な保育を十分に享受できる環境が整っていない。ただし、へき地地区という特殊性を勘案し、今後児童数の推移を注視しながら検討する必要がある。
那賀	名手保育所	那賀地区で唯一の保育所である。平成19年4月に上名手・麻生津保育所を統合し、児童数も170名程度であるが児童数は、統合前より減少傾向にある。設備も新しく0歳児の受け入れにも対応していることから、民営化も可能な施設と考えられる。ただし、起債で建設した建物であり、財産処分等の問題もある。また、子育て支援センターも併設している。
桃山	安楽川保育所	平成17年度に旧幼稚園を統合し新築された。児童数は130名程度で減少傾向にあるが、設備も新しく0歳児からの受け入れにも対応していることから民営化も可能な施設と考えられる。ただし、起債で建設した建物であり、財産処分等の問題もあること及び子育て支援センターを併設している。また、同じ旧桃山町地区内で児童数が減少している調月保育所との統合を検討する必要がある。
	調月保育所	児童数は30名程度で児童数も少数であることから、児童の年齢に即した集団保育などの必要な保育を十分に享受できる環境が整っていない。同じ旧桃山町地区内で隣接する安楽川保育所との統合を検討する必要がある。
貴志川	中貴志保育所	児童数は90名程で減少傾向にあり、保育室に余裕がなく3歳児未満の受け入れは困難であることから、現状では民営化に適さない。また、施設用地の大部分が借地である問題等もあるが、一定規模の児童を保有していること及び施設は老朽化しているが耐震改修の必要性がなく、平成21年度に外壁等の改修を行ったことなどから、当面児童数の推移を注視しながら、現状での運営を行いながら統合・民営化を検討する必要がある。

貴志川	東貴志保育所	児童数は80名程で減少傾向にある。1歳児からの受け入れを行っており、民営化も可能と思われるが、施設が老朽化していることなどから、現状では民営化に適さない。一定規模の児童を保有していること及び施設は老朽化しているが耐震改修の必要性がなく、平成21年度に外壁等の改修を行ったことなどから、当面児童数の推移を注視しながら、現状での運営を行いながら統合・民営化を検討する必要がある。
	西貴志保育所	児童数は70名程で減少傾向にあり、3歳児未満の受け入れ設備がなく、現状では民営化に適さない。また、施設用地の大部分が借地である問題等もあるが、一定規模の児童を保有していること及び施設は老朽化しているが耐震改修の必要性がなく、平成21年度に外壁等の改修を行ったことなどから、当面児童数の推移を注視しながら、現状での運営を行いながら統合・民営化を検討する必要がある。
	丸栖保育所	児童数は90名程で横ばい傾向にある。1歳児からの受け入れを行っており、民営化も可能と思われるが、施設が老朽化していること及び周囲の道路が狭いことなどから、現状では民営化に適さない。一定規模の児童を保有していること及び施設は老朽化しているが耐震改修の必要性がなく、平成21年度に外壁等の改修を行ったことなどから、当面児童数の推移を注視しながら、現状での運営を行いながら統合・民営化を検討する必要がある。

(2) 公立保育所の統廃合

ア 統廃合の必要性

少子化により児童数が減少しているなか、多様化する保育ニーズに効率的に対応するため統廃合を実施する必要がある。

イ 統廃合検討施設の選定における考え方

統廃合を検討する保育所の選定については、児童数の減少などにより将来的に集団での保育が困難となる場合を基本的な考え方とし、加えて、施設の老朽化等に伴う保育環境の改善が困難であること、また、当該保育所を廃止してもその施設を統合できる代替保育所があることなども総合的に勘案し統廃合対象施設を選定する必要があります。

【統廃合施設の基本要件】

- ・児童数が少ない(充足率が低い)こと
- ・将来的にも子どもの増加の見込みが低いこと
- ・保育環境の改善が困難であること(施設面で費用対効果に乏しいもの)
- ・廃止しても他の保育所への受け入れが可能であること
- ・民間への移管が困難であること

ウ 統廃合検討施設

上記の要件に照らし公立保育所の統廃合を検討した結果、下記のとおりとする。

【統廃合対象施設】

- ・八王子保育所は廃止し、近隣のこばと保育所、なるき保育所、れもん保育園へ受け入れる。
- ・調月保育所については、隣接している安楽川保育所との統廃合を行う。

【表8：保育所入所児童数の推移】

単位：人

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
八王子保育所	38	33	27	23	22	32
調月保育所	34	33	37	32	24	30

【私立保育園の状況を勘案し統廃合を検討すべき施設】

・粉河地区の公立保育所（鞆淵へき地保育所除く。）は、耐震診断結果を踏まえ、粉河地区の中核である私立粉河保育園の状況も勘案しながら、新園舎の建設を視野に入れ統廃合及び民営化を検討する。

(3) 公立保育所の民営化

ア 民営化の必要性

保育所の運営については、施設面では児童福祉施設最低基準、保育の内容は保育所保育指針で具体的に内容が定められており、これらに沿って公立も私立も運営されているので、基本的に保育に公私の不均衡が生じないようになっています。

しかし、公立より私立のほうが他の保育所との競争意識が働くため、多岐にわたる保育ニーズに即したサービスの提供が図られるほか、法人個々の保育理念に基づいた独自の特色ある保育が期待でき、また保育ニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応し経費の点からも私立がより効率的に運営していることから、保育ニーズが多様化し増大している今日、少子化により公立保育所の児童数が減少しているなか、私立保育所の児童数が増加している現状を踏まえ、行政と民間が協力して、これからの保育行政を実施していく必要がある。

イ 民営化対象施設の選定における考え方

民営化を検討する保育所の選定については、比較的新しい施設及び小規模保育所よりも大規模保育所の方が事業者も参入しやすいため、前述の統廃合を検討した保育所も含め、また、既存の私立保育所の配置等にも考慮し民営化対象施設とする。

ただし、敷地が借地である保育所は移管先法人と地権者で改めて長期貸借契約（又は地上権）をおこなう必要があり、また、起債を活用し保育所建設している場合は融資元の合意の上でおこなう必要があります。

ウ 民営化検討施設

上記の要件に照らし公立保育所の民営化を検討した結果、下記のとおりとする。

【民営化対象施設】

・名手保育所（子育て支援センター含む。）安楽川保育所（子育て支援センター含む。）の2ヶ所を民営化対象施設とする。安楽川保育所については、調月保育所との統廃合の後民営化する。

【統廃合・民営化を同時に検討すべき施設】

・粉河地区：川原保育所・長田保育所・竜門保育所

エ 民営化に係る条件

原則以下の通りとします。

(内容は選考委員会にて別途協議いたします。)

【現施設を利用する場合】

- ・ 土地は無償貸与とする。(借地の場合は地権者及び移管先法人と別途協議必要)
- ・ 建物は無償貸与とする。(起債の場合は融資元の合意必要)
- ・ 保育用備品等は無償譲渡とする。
- ・ 建物の修繕が必要な場合及び乳児保育に必要な設備等がない場合は、整備を行う。

オ 移管先法人の選定

移管先法人の選定における基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 移管先法人を審査選定するため、選考委員会を設置します。
- ・ 保育所運営の安定性と継続性を確保する必要があり、原則市有地を無償貸与、保育所施設を無償譲渡することから移管先は社会福祉法人を基本とする。
- ・ 移管先については、公募をおこなう。
- ・ 移管先の決定については、保育方針、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価し選考委員会で決定する。

移管先法人の募集条件については原則以下の通りとします。

(内容は選考委員会にて別途協議いたします。)

【募集要件】

1 法人要件

- (1) 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人(以下「法人」という。)であること。
- (2) 児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による保育所を運営している法人であること。
- (3) 安定した保育所の運営の継続が確保でき、将来を見据えた保育サービスの充実が図れる法人であること。
- (4) 法人市民税、消費税、地方消費税を滞納していない法人であること。
- (5) 公募条件を遵守する能力を有すること。

2 公募条件

- (1) 0 歳児から就学前の乳幼児を受け入れること。
- (2) 開所時間は午前 7 時から午後 7 時までを下回らないこと障害児の受け入れに努めること。
- (3) その他の特別保育事業に努めること。
- (4) 給食は栄養士の配置、又は市の献立での給食とすること。
- (5) 食育の推進に努めること。
- (6) 市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。ただし、保護者会などで保護者の同意を得られた場合を除く。

- (7) 原則として移管前の年間行事を継承すること。ただし、保護者会などで保護者の同意を得られた場合を除く。
- (8) 園または園庭の開放など、地域との交流に取り組むとともに、育児相談等地域子育て支援を行うこと。
- (9) 宗教的活動の多様化に配慮し宗教的な行事は行わないこと。ただし、クリスマス会やひな祭りなどの一般的な行事、保護者会などで保護者の同意を得られた場合を除く。
- (10) 職員は児童福祉施設最低基準の配置基準を上回るものとし、人員配置の充実に努めること。
- (11) 職員の 3 分の 1 以上は 4 年以上（施設長は 10 年以上）の保育経験を有すること。ただし、幼稚園での経験年数を算入することができる。
- (12) 給食は自園調理方式とし、調理に必要な調理員を常時雇用すること。
- (13) 保育の引継ぎについては、市及び保護者との協議を踏まえ、期間を定めた中で実施すること。
- (14) 保護者との懇談を適宜開催すること。保護者の要望に誠意をもって対応すること。
- (15) 苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）の整備を行うこと。

カ 民営化における留意事項

民営化にあたっては、子どもの心身の発達・育ちへの影響や地域の保育環境を十分に配慮することが重要であるため、以下について留意しスムーズな移行を目指します。

- ・ 民間への移行に際しては保護者会等、保護者に十分な説明をおこないます。
- ・ 保育の引継ぎについては、民営化する前の公立保育所と移管先法人の両保育士が合同で引き継ぎ保育をおこなう、共同保育の期間を設けます。
- ・ 民営化後の保育士の配置については、経験年数を考慮するなど、保育サービスの維持、向上に努めます。
- ・ 民営化移管後も、保育士の能力向上のため、公立と私立の保育士が合同で研修を行うとともに、国・県・市の実施する様々な研修会への参加に努めます。
- ・ 障害児保育については、児童の状況に応じて必要な加配保育士が配置されるよう努めます。
- ・ 民営化移管後も、当面の間は、保護者と法人と市の三者で話し合いの場をもって、万が一問題が発生したときは、一緒になって解決に努めます。

(4) 将来的に検討する施設

- ・ 打田地区のこばと保育所・なるき保育所は、いずれも一定規模の児童が在籍していることから、当面現状での運営を行い、児童数の推移に伴い第 2 次再編計画の策定に向け検討する。
- ・ 粉河地区の鞆淵へき地保育所は、へき地地区という特殊性を勘案し、今後の児童数の推移を注視しながら検討する。
- ・ 貴志川地区の公立保育所は、いずれも一定規模の児童が在籍していることか

ら、当面現状での運営を行う。ただし、今後の児童数の推移に伴い管内私立保育園及び私立幼稚園の状況も注視し、公立4保育所の統合再編成を第2次再編計画の策定に向け検討する。

(5) 統廃合・民営化の年次計画

【統廃合・民営化年次計画表】

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
八王子保育所		統廃合を周知	統廃合を周知	統廃合(他保育所へ転園)	
川原、長田、竜門保育所、(粉河保育園)		統廃合を検討	統廃合・民営化を検討	建設予定地の選定 統廃合・民営化を周知	新園舎建設 民営化を周知 (H27)実施予定
名手保育所	民営化を周知	民営化を周知	施設を移管		
安楽川保育所		民営化を周知	調月保育所との統合 民営化を周知	施設を移管	
調月保育所	統廃合を周知	統廃合を周知	統廃合(他保育所へ転園)		
こばと、なるき保育所				児童数の推移を見ながら検討	
鞆淵へき地保育所		児童数の推移を見ながら検討			
中貴志、東貴志、西貴志、丸栖保育所		児童数の推移を見ながら検討			

こばと保育所・なるき保育所・鞆淵へき地保育所・貴志川地区については、第2次再編計画の策定に向け検討する。

5 第2次再編計画の策定期期

今回の第1次再編計画にて、将来的に検討すべき施設等の平成27年度以降の再編については、今後の社会経済状況や児童数の推移等を勘案し、平成25年度以降に第2次再編計画を策定することとする。

平成22年度 紀の川市保育所(園)一覧表

保育所(園)名	施設定員	受入年齢	保育時間				所在地	電話番号		
			平日		土曜日					
			通常	延長保育	通常	延長保育				
打田地区	こぼと保育所	200人	生後3ヶ月～5歳児 (H14.4.2～H20.1.1生)				上野85	77-2010		
	なるき保育所	180人	2歳児～5歳児 (H14.4.2～H18.4.1生)		8:00-16:00	7:00-19:00	8:00-12:00	7:00-13:00	南中367	77-3022
	八王子保育所	60人	2歳児～5歳児 (H14.4.2～H18.4.1生)						下井坂416	77-5012
	(私立)れもん保育園	100人	生後3ヶ月～5歳児 (H14.4.2～H20.1.1生)		8:00-18:30	7:30-20:00	7:30-18:30	7:30-18:30	古和田240	78-1881
粉河地区	川原保育所	90人	1歳児～5歳児 (H14.4.2～H19.4.1生)						野上113	73-2800
	鞆淵へき地保育所	30人	1歳児～5歳児 (H14.4.2～H19.4.1生)						中鞆淵800	79-0055
	長田保育所	120人	1歳児～5歳児 (H14.4.2～H19.4.1生)		8:00-16:00	7:00-19:00	8:00-12:00	7:00-13:00	長田中550	73-2139
	竜門保育所	120人	1歳児～5歳児 (H14.4.2～H19.4.1生)						杉原16	73-2582
	(私立)粉河保育園	120人	1歳児～5歳児 (H14.4.2～H19.4.1生)						粉河2269	73-2222
那賀地区	名手保育所	240人	生後6ヶ月～5歳児 (H14.4.2～H19.10.1生)		8:00-16:00	7:00-19:00	8:00-12:00	7:00-13:00	名手市場736	75-2046
桃山地区	安楽川保育所	204人	生後6ヶ月～5歳児 (H14.4.2～H19.10.1生)						元386-1	66-0531
	調月保育所	60人	3歳児～5歳児 (H14.4.2～H17.4.1生)		8:00-16:00	7:00-19:00	8:00-12:00	7:00-13:00	調月347	66-0588
貴志川地区	(私立)ながやま保育園	190人	生後4ヶ月～5歳児 (H14.4.2～H19.12.1生)					7:00-14:00	長山277-781	64-6633
	中貴志保育所	165人	3歳児～5歳児 (H14.4.2～H17.4.1生)						神戸338	64-2843
	東貴志保育所	150人	1歳児～5歳児 (H14.4.2～H19.4.1生)		8:00-16:00	7:00-19:00	8:00-12:00		井ノ口183	64-5007
	西貴志保育所	150人	3歳児～5歳児 (H14.4.2～H17.4.1生)					7:00-13:00	長原722	64-6563
	丸栖保育所	150人	1歳児～5歳児 (H14.4.2～H19.4.1生)						丸栖275	64-6198
施設定員合計		2329人								

紀の川市公立保育所の施設に関する一覧表

平成22年4月1日現在

施設名称	所在地	現況	建 物								
			棟数	建築年	経過年数	所有者	構造	階数	1F面積 (㎡)	1F以外面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
こばと保育所	上野85	保育所	3	H4	18	紀の川市	RC鉄骨	平	2,094.99	0.00	2,094.99
なるき保育所	南中367	保育所	2	S57	28	紀の川市	RC	2	738.90	487.10	1,226.00
八王子保育所	下井阪416	保育所	1	S51	34	紀の川市	RC	平	513.54	0.00	513.54
川原保育所	野上113	保育所	1	S53	32	紀の川市	鉄骨	2	479.85	318.25	798.10
長田保育所	長田550	保育所	2	S55他	30	紀の川市	鉄骨	2	732.76	287.45	1,020.21
竜門保育所	杉原16	保育所	1	S51	34	紀の川市	鉄骨	平	648.68	0.00	648.68
鞆淵保育所	中鞆淵800	保育所	1	S60	25	紀の川市	鉄骨	2	243.96	216.84	460.80
名手保育所	名手市場736	保育所	2	S50 H18改	4	紀の川市	RC	2・平	1,647.22	427.31	2,074.53
安楽川保育所	元386-1	保育所	1	H17	5	紀の川市	RC	2	1,042.94	827.21	1,870.15
調月保育所	調月347	保育所	1	S61	24	紀の川市	鉄骨	平	392.99	0.00	392.99
中貴志保育所	神戸338	保育所	1	S60	25	紀の川市	RC	2	784.11	355.45	1,139.56
西貴志保育所	長原722	保育所	1	S56	29	紀の川市	鉄骨	2	911.92	319.42	1,231.34
東貴志保育所	井ノ口183	保育所	2	S53他	32	紀の川市	RC鉄骨	平	856.94	0.00	856.94
丸栖保育所	丸栖275	保育所	2	S55他	30	紀の川市	RC鉄骨	平	968.87	0.00	968.87
計				平均年数	25.00				12,057.67	3,239.03	15,296.70

紀の川市内人口及び保育入所児童数等の推移

単位：人

項目	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	備考
人口		71,042	70,934	70,545	70,174	69,841	69,210	68,651	68,247	住民基本台帳 毎年3月末日現在
出生数		521	449	472	445	445	472			人口動態調査報告値
学齢前児童数		3,661	3,555	3,349	3,236	3,139	3,004	2,942	2,842	毎年3月末日現在
保育所数		21	21	19	19	17	17	17	17	毎年4月初日現在
定員		2,300	2,300	2,409	2,439	2,369	2,339	2,319	2,329	毎年4月初日現在
保育入所児童数 (内訳)		1,660	1,700	1,726	1,696	1,678	1,583	1,595	1,574	毎年4月初日現在
	0 歳児	9	14	15	15	13	18	18	29	
	1～2 歳児	191	257	239	229	238	247	309	307	
	3 歳児	453	445	480	447	432	397	395	400	
	4～5 歳児	1,007	984	992	1,005	995	921	873	838	
保育所の整備実績		れもん開設、 ながやま定員 変更(90→120 人)		野田原、善田 へき地保育所 廃止、安楽川 定員変更(120 204人)、れ もん定員変更 (45→60 人)、ながや ま定員変更	れもん定員変 更(60→90 人)、 、	上名手、麻生 津廃止、各手 定員変更(220 240人)	粉河定員変更 (170→140 人)	粉河定員変更 (140→120 人)	れもん定員変 更(90→100 人)	

紀の川市 全体

打田地区の保育所入所児童数等の推移

単位：人

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	備考
こばと保育所	定員	200	200	200	200	200	200	200	200	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	172	180	182	180	187	172	187	191	毎年4月初日現在
	0 歳児		3	1	1	2	3		3	
	1～2 歳児	25	35	27	33	31	37	45	42	
	3 歳児	43	39	56	43	48	40	49	47	
4～5 歳児	104	103	98	103	106	92	93	99		
なるき保育所	定員	180	180	180	180	180	180	180	180	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	136	151	142	140	148	133	134	127	毎年4月初日現在
	0 歳児									
	1～2 歳児	5	10	4	9	8	14	10	12	
	3 歳児	41	42	44	34	52	28	43	34	
4～5 歳児	90	99	94	97	88	91	81	81		
八王子保育所	定員	60	60	60	60	60	60	60	60	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	47	44	38	33	27	23	22	32	毎年4月初日現在
	0 歳児									
	1～2 歳児	4	5	3	1	1	4	1	6	
	3 歳児	9	14	11	6	5	3	13	9	
4～5 歳児	34	25	24	26	21	16	8	17		
(私)れもん保育園	定員	45	45	60	90	90	90	90	100	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	1	37	60	78	88	94	105	113	毎年4月初日現在
	0 歳児	1	4	8	6	1	3	7	6	
	1～2 歳児		26	31	33	41	29	31	35	
	3 歳児		7	14	20	12	29	23	21	
4～5 歳児			7	19	34	33	44	51		
合計(打田地区)	定員	485	485	500	530	530	530	530	540	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	356	412	422	431	450	422	448	463	毎年4月初日現在
	0 歳児	1	7	9	7	3	6	7	9	
	1～2 歳児	34	76	65	76	81	84	87	95	
	3 歳児	93	102	125	103	117	100	128	111	
4～5 歳児	228	227	223	245	249	232	226	248		

平成18年度以降は広域入所(受け入れ)児童を含む、平成17年度以前は旧5町の保育所月報報告値

粉河地区の保育所入所児童数等の推移

単位：人

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	備考
項目										
川原保育所	定員	90	90	90	90	90	90	90	90	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	51	45	45	45	45	41	39	37	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児									
	1～2歳児	7	4	6	6	8	4	11	7	
	3歳児	12	14	12	12	8	14	3	13	
4～5歳児	32	27	27	27	29	23	25	17		
長田保育所	定員	120	120	120	120	120	120	120	120	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	95	89	82	74	68	66	62	54	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児									
	1～2歳児	10	19	11	7	7	8	9	10	
	3歳児	19	20	27	18	19	22	12	11	
4～5歳児	66	50	44	49	42	36	41	33		
竜門保育所	定員	120	120	120	120	120	120	120	120	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	74	62	54	40	47	38	38	42	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児									
	1～2歳児	4	7	3	5	7	5	3	5	
	3歳児	25	10	15	10	14	10	12	12	
4～5歳児	45	45	36	25	26	23	23	25		
鞆淵へき地保育所	定員	30	30	30	30	30	30	30	30	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	11	14	16	19	19	5	6	6	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児									
	1～2歳児		6	3	4	2	1	1	3	
	3歳児	3	2	9	3	4	0	1	1	
4～5歳児	8	6	4	12	13	4	4	2		
(私)粉河保育園	定員	170	170	170	170	170	140	120	120	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	193	179	149	152	132	122	114	109	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児			1	1	1				
	1～2歳児	25	18	20	22	19	17	28	22	
	3歳児	50	46	27	44	29	27	24	32	
4～5歳児	118	115	101	85	83	78	62	55		
合計(粉河地区)	定員	530	530	530	530	530	500	480	480	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	424	389	346	330	311	272	259	248	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児	0	0	1	1	1	0	0	0	
	1～2歳児	46	54	43	44	43	35	52	47	
	3歳児	109	92	90	87	74	73	52	69	
4～5歳児	269	243	212	198	193	164	155	132		

平成18年度以降は広域入所(受け入れ)児童を含む、平成17年度以前は旧5町の保育所月報報告値

那賀地区の保育所入所児童数等の推移

単位：人

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	備考
名手保育所	定員	220	220	220	220	240	240	240	240	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	162	149	149	138	201	170	176	174	毎年4月初日現在
	0歳児					3	2	3	4	
	1～2歳児	29	25	20	10	24	24	36	36	
	3歳児	33	43	48	33	47	42	41	44	
	4～5歳児	100	81	81	95	127	102	96	90	
麻生津保育所(廃止)	定員	45	45	45	45	/				毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	27	27	32	36					毎年4月初日現在
	0歳児									
	1～2歳児									
	3歳児	12	9	10	12					
	4～5歳児	15	18	22	24					
上名手保育所(廃止)	定員	45	45	45	45	/				毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	26	24	18	21					毎年4月初日現在
	0歳児									
	1～2歳児									
	3歳児	4	5	9	7					
	4～5歳児	22	19	9	14					
合計(那賀地区)	定員	310	310	310	310	240	240	240	240	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	215	200	199	195	201	170	176	174	毎年4月初日現在
	0歳児	0	0	0	0	3	2	3	4	
	1～2歳児	29	25	20	10	24	24	36	36	
	3歳児	49	57	67	52	47	42	41	44	
	4～5歳児	137	118	112	133	127	102	96	90	

平成18年度以降は広域入所(受け入れ)児童を含む、平成17年度以前は旧5町の保育所月報報告値

桃山地区の保育所入所児童数等の推移

単位：人

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	備考
安楽川保育所	定員	120	120	204	204	204	204	204	204	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	113	110	159	152	134	136	142	128	毎年4月初日現在
	0歳児				2	1	3	2	5	
	1～2歳児	11	12	19	17	12	17	34	33	
	3歳児	51	47	34	42	48	28	31	34	
	4～5歳児	51	51	106	91	73	88	75	56	
調月保育所	定員	60	60	60	60	60	60	60	60	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	55	47	33	33	37	32	24	30	毎年4月初日現在
	0歳児									
	1～2歳児									
	3歳児	15	7	10	11	8	9	6	12	
	4～5歳児	40	40	23	22	29	23	18	18	
善田へき地保育所(廃止)	定員	30	30							毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	3	3							毎年4月初日現在
	0歳児									
	1～2歳児									
	3歳児									
	4～5歳児	3	3							
野田原へき地保育所(廃止)	定員	30	30							毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	8	8							毎年4月初日現在
	0歳児									
	1～2歳児									
	3歳児	4	4							
	4～5歳児	4	4							
合計(桃山地区)	定員	240	240	264	264	264	264	264	264	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数 (内訳)	179	168	192	185	171	168	166	158	毎年4月初日現在
	0歳児	0	0	0	2	1	3	2	5	
	1～2歳児	11	12	19	17	12	17	34	33	
	3歳児	70	58	44	53	56	37	37	46	
	4～5歳児	98	98	129	113	102	111	93	74	

平成18年度以降は広域入所(受け入れ)児童を含む、平成17年度以前は旧5町の保育所月報報告値

貴志川地区の保育所入所児童数等の推移

単位：人

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	備考
項目										
中貴志保育所	定員	165	165	165	165	165	165	165	165	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	120	125	120	117	108	102	91	85	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児									
	1～2歳児									
	3歳児	40	37	31	30	32	27	24	29	
4～5歳児	80	88	89	87	76	75	67	56		
東貴志保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150	150	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	75	81	92	89	84	86	92	78	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児									
	1～2歳児	16	21	18	19	16	24	29	20	
	3歳児	21	24	29	22	21	19	18	19	
4～5歳児	38	36	45	48	47	43	45	39		
西貴志保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150	150	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	94	100	93	92	93	73	71	70	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児									
	1～2歳児									
	3歳児	24	24	42	23	24	21	23	19	
4～5歳児	70	76	51	69	69	52	48	51		
丸瀬保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150	150	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	79	91	83	91	82	94	87	86	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児									
	1～2歳児	11	11	10	13	12	12	14	16	
	3歳児	18	28	18	29	17	29	23	17	
4～5歳児	50	52	55	49	53	53	50	53		
(私)ながやま保育園	定員	120	120	190	190	190	190	190	190	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	118	134	179	166	178	196	205	212	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児	8	7	5	5	5	7	6	11	
	1～2歳児	44	58	64	50	50	51	57	60	
	3歳児	29	23	34	48	44	49	49	46	
4～5歳児	37	46	76	63	79	89	93	95		
合計(貴志川地区)	定員	735	735	805	805	805	805	805	805	毎年4月初日現在
	保育所入所児童数	486	531	567	555	545	551	546	531	毎年4月初日現在
	(内訳)									
	0歳児	8	7	5	5	5	7	6	11	
	1～2歳児	71	90	92	82	78	87	100	96	
	3歳児	132	136	154	152	138	145	137	130	
4～5歳児	275	298	316	316	324	312	303	294		

平成18年度以降は広域入所(受け入れ)児童を含む、平成17年度以前は旧5町の保育所月報報告値

認可保育所児童一人当たりの経費等の比較

<平成21年度決算>

1 歳出

単位:円

項目	公立	私立	備考
報酬	231,000		
給料	364,615,529		
職員手当等	217,755,584		
共済費	111,306,634		
賃金	169,863,458		
報償費	5,626,000		
旅費	429,800		
需用費	142,981,184		
役務費	6,305,942		
委託料	64,557,697	311,967,650	広域入所委託料(11,331,520)を除く
使用料及び賃借料	18,962,705		
工事請負費	61,229,175		
備品購入費	8,540,459		
負担金補助及び交付金	1,319,550	25,134,210	私立分は、運営・延長保育補助金
扶助費	24,614		
合計	1,173,749,331	337,101,860	下記(注1)参照

(注1) 決算書児童福祉施設費から国・県支出金返還金(180,000)を除いた額。

児童一人当たり経費
 (H22.3.1現在児童数) 公立(1,181人) 1,173,749,331円 ÷ 1,181人 = 993,861円(994千円)
 私立(465人) 337,101,860円 ÷ 465人 = 724,950円(725千円)

2 歳入

項目	公立	私立	備考
日本スポーツ振興センタ負担金	286,080	0	
保育所保育料(現年分)	224,153,610	89,104,270	広域入所分(2,911,160)を除く
保育所(園)運営費負担金(国)	110,484,955	87,752,260	下記(注1)参照
保育所(園)運営費負担金(県)	55,242,477	43,876,130	
次世代育成支援対策交付金	44,973,720	10,036,818	下記(注2)参照
地域子育て支援センター補助金	1,717,000	1,717,000	
第3子以降保育料助成事業補助金	4,140,000	3,138,000	公・私個別に算出
一時・特定保育事業補助金	0	300,000	公・私個別に算出
児童福祉費受託事業収入	2,945,320	0	
雑入	188,954	0	決算額から他事業分(80,060)を除いた額
保育所職員給食費	11,387,000	0	
園児主食費(現年分)	11,541,000	0	
合計	467,060,116	235,924,478	

(注1) 公立保育所(園)運営費負担金は、一般財源化されており、比較にあたり私立と同様の基準により推計し計上した。また、私立保育園の国・県運営費負担金については、実績報告額で決算額とは異なる。(決算額131,827,245)

(注2) 公立保育所の次世代育成支援対策交付金は、一般財源化されており、比較にあたり私立と同様の基準により推計し計上した。14,747千円(決算額) ÷ 134.44P = @109,692 私立91.5P × @109,692 = 10,036,818 公立30.0P × @109,692 × 13保育所 = 42,779,880
 へき地20P × 109,692 = 2,193,840

参考

市が負担している金額

(歳出) (歳入)

公立 1,173,749,331円 - 467,060,116円 = 706,689,215円

私立 337,101,860円 - 235,924,478円 = 101,177,382円

児童一人当たり市負担額

公立 706,689,215円 ÷ 1,181人 = 598,382円(598千円)

私立 101,177,382円 ÷ 465人 = 217,585円(218千円)